

軽自動車税の減免について（減免は、普通自動車を含め、障害をお持ちの方お一人につき一台です。）

◎減免申請の方法

1. 必要なもの
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、お手持ちの手帳すべて
○運転免許証（運転される方のもの）
○車検証（コピー可。ただし、障害者本人名義である必要があります。）※注1
2. 申請期間
- 納税通知書受領後から、納期限の令和6年5月31日まで ※期限を過ぎた場合は減免の対象にはなりません。
3. 手続場所
- 市民税課、各税務室（東・西・南・北） ※各総合出張所では取り扱っておりません。

◎減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、次の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障害名が2つ以上の場合、各々の障害名の程度について等級（程度）が認定されます。そのため手帳の最初のページに記載されている総合等級と異なる場合があります（2つ以上の場合、あらかじめ 市民税課 軽自動車税班096-328-2181へお問い合わせください。）。

障 害 名		区 分	身体障害者福祉法施行規則	恩 給 法	
			別 表 第 5 号	別 表 第 1 号 表 の 2	同第1号表の3
視 覚 障 害		本 人 が 運 転 す る 場 合	1 級 ～ 3 級 及 び 4 級 の 1	特別項症～第4項症	
		家 族 等	1 級 ～ 3 級 及 び 4 級 の 1	特別項症～第4項症	
聴 覚 障 害		本 人	2 級 及 び 3 級	特別項症～第4項症	
		家 族 等	2 級 及 び 3 級	特別項症～第4項症	
平 衡 機 能 障 害		本 人	3 級	特別項症～第4項症	
		家 族 等	3 級	特別項症～第4項症	
音 声 機 能 障 害		本 人	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
		家 族 等			
上肢不自由（※注2）		本 人	1 級、2 級の1 及び2 級の2	特別項症～第3項症	
		家 族 等	1 級、2 級の1 及び2 級の2	特別項症～第3項症	
下肢不自由（※注3）		本 人	1 級 ～ 6 級	特別項症～第6項症	第1 款 症 ～ 第3 款 症
		家 族 等	1 級 ～ 3 級	特別項症～第3項症	
体 幹 不 自 由		本 人	1 級 ～ 3 級 及 び 5 級	特別項症～第6項症	第1 款 症 ～ 第3 款 症
		家 族 等	1 級 ～ 3 級	特別項症～第4項症	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本 人	1 級 及 び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
		家 族 等	1 級 及 び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
	移動機能	本 人	1 級 ～ 6 級		
		家 族 等	1 級 ～ 3 級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
心 臓 機 能 障 害		本 人	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
		家 族 等	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
じん臓機能障害		本 人	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
		家 族 等	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
呼吸器機能障害		本 人	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
		家 族 等	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
ぼうこう又は直腸の機能障害		本 人	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
		家 族 等	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
小 腸 機 能 障 害		本 人	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
		家 族 等	1 級 及 び 3 級	特別項症～第3項症	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		本 人	1 級 ～ 3 級		
		家 族 等	1 級 ～ 3 級		
肝 臓 機 能 障 害		本 人	1 級 ～ 3 級		
		家 族 等	1 級 ～ 3 級		

療 育 手 帳 障害の程度が「A1、A2」と記載されている方

精神障害者保健福祉手帳 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である方

- （注1）身体障害者本人が、18歳未満の方の場合、療育手帳A1・A2の方の場合、精神障害者保健福祉手帳1級の方の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車も対象に含まれます。
- （注2）上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障害
2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの
- （注3）下肢不自由 下肢等級が2以上重複して（総合等級が）3級の場合は、本人運転に限ります（例：下肢4級と下肢5級の重複により3級の場合など）。